

# 観光振興財源の制度設計 (案)

令和元年 11月20日

# 目次

1	観光振興財源の確保策	
	(1) 財源確保策	P 1
	(2) 対象となる観光行動	P 2
2	納税義務者	P 3
3	免税点	P 4
4	課税免除	P 5
5	税率	P 6
6	徴収方法	P 8
7	申告・納税方法	P 9
8	制度の在り方の検討	P 10

# 1 観光振興財源の確保策

## (1) 財源確保策

### <地方公共団体の自主財源の比較検討>

種類	内容	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のためをもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの 【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】特定の費用のために課される税（⇔普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税（⇔法定税） 【超過課税】条例により、標準税率（地方税法）を上回る税率で課税すること	一定規模以上の確保が可能	継続的・安定的な確保が可能	受益者を広く設定し負担を求めることが可能
分担金	地方団体が行う特定の事案に必要な費用に充てるため、特に利益を受けるものから、その受益の限度において徴収するもの	規模は限定的	安定的だが継続的な確保は困難	受益者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	規模は限定的	安定的だが継続的な確保は困難	受益者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報酬として徴収するもの	規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	一定規模の確保は可能	継続的・安定的な確保は困難	善意等に基づくため受益者が必ずしも負担する必要なし

### 財源確保策（案）

- 観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保することが必要である。
- 観光振興財源の確保策としては「地方税」が最も有効であり、観光振興を図る施策に要する費用に充てるために課する「法定外目的税」が適当である。
- 観光振興財源の負担については、「観光客」を対象とすることが適当である。

### <考え方>

- ① 地方公共団体の自主財源を確保する手法を比較検討したところ、観光振興施策に計画的に取り組む上で、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保するための財源として、最も有効なのは「地方税」と考えられる。
- ② 当該財源は、観光客の受入に向けた環境整備等の財政需要の財源を確保するものであり、観光振興という特定の目的にのみ使用するのが適当である。
- ③ 地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより、地域の秩序が維持されており、観光客についてもその恩恵を享受し、安心して観光に訪れていることを踏まえて、地方税の応益原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を「観光客」に求めることが適当である。

なお、ビジネス目的で訪れた旅行者についても、行政サービスの受益を享受していることから、「観光客」に含めるものとする。

## (2) 対象となる観光行動

### <観光行動の比較検討>

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	担税力（消費能力）の判断
宿泊	県内のホテルや旅館等への宿泊行為	観光行動として明確であり、 <u>観光客の捕捉が可能</u>	宿泊行為により、 <u>担税力を判断しやすい</u>
入域	県内への入域行為	一般道路等による <u>入域行為の捕捉がほぼ不可能</u>	入域行為のみでの <u>担税力の判断は難しい</u>
交通機関利用	県内の交通機関利用（鉄道・バス・船舶・タクシー等）	住民の日常利用との区別が困難であり、 <u>観光客の捕捉が難しい</u>	利用料金は一律で設定されており、 <u>担税力の判断は難しい</u>
駐車場	県内の駐車場利用	住民の日常利用との区別が困難であり、 <u>観光客の捕捉が難しい</u>	利用料金は一律で設定されており、 <u>担税力の判断は難しい</u>
飲食	県内飲食店での飲食行為	住民の日常利用との区別が困難であり、 <u>観光客の捕捉が難しい</u>	飲食行為により、 <u>担税力を判断しやすい</u>
土産購入	県内販売店等での土産購入	住民の日常利用との区別が困難であり、 <u>観光客の捕捉が難しい</u>	買い物行為により、 <u>担税力を判断しやすい</u>
施設利用	県内観光施設等の利用	住民の日常利用との区別が困難であり、 <u>観光客の捕捉が難しい</u>	利用料金は一律で設定されており、 <u>担税力の判断は難しい</u>

### 対象となる観光行動（案）

課税の対象となる観光行動は「宿泊」行為が適当である。

### <考え方>

- 課税対象となり得る観光客の様々な行動（宿泊、飲食、買い物、交通機関利用等）のうち、観光客を一定程度捕捉することが可能であり、観光客が実際に税を負担する能力（担税力）を有しているかを判断しやすい「宿泊」行為への課税が適当である。

## 2 納税義務者

### ＜他自治体事例の納税義務者＞

自治体名	納税義務者				課税標準
	旅館業法に規定するホテルの宿泊者	旅館業法に規定する旅館の宿泊者	旅館業法に規定する簡易宿所 <sup>(※1)</sup> の宿泊者	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(以下「民泊施設」という)の宿泊者 <sup>(※2)</sup>	
東京都	○	○			宿泊数
大阪府	○	○	○	○ <sup>(※3)</sup>	宿泊数
京都市	○	○	○	○	宿泊数
金沢市	○	○	○	○	宿泊数

※1 簡易宿所：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業。例えば「ベッドハウス（ベッドだけの簡易宿泊所）」「山小屋」「スキー小屋」「ユースホステル」「カプセルホテル」が該当する。

※2 民泊：住宅宿泊事業法上の届出者は、旅館業法に基づく許可にかかわらず、住宅宿泊事業（民泊）を営むことができる。宿泊日数が180日を超えないものであって、設備要件・居住要件を満たす必要がある。

※3 大阪府は上記の他に、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)の宿泊者も対象となる。

### 納税義務者（案）

宮城県内に所在するホテル，旅館，簡易宿所及び民泊施設に宿泊する者とする。

### ＜考え方＞

- 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態に関わらないことから、公平性を確保するため、ホテル，旅館，簡易宿所及び民泊施設の宿泊者について、納税義務者とすることが適当である。

### 3 免税点

#### <他自治体事例の免税点>

自治体名	免税点(※)
東京都	1万円
大阪府	7千円
京都市	なし
金沢市	なし

※ 「免税点」とは、「一定金額以下は課税の対象とならない」場合のその「一定金額」である。  
なお、課税対象となる宿泊料金とは、宿泊者1人1泊の料金（サービス料含み、税・食事代除く）である。

#### 免税点（案）

**免税点は設けない。**

#### <考え方>

- ① 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は、宿泊料金にかかわらず同等であることから、公平性を確保するため、全ての宿泊に課税することが適当である。
- ② 宿泊者は、宿泊以外にも、交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことが多く、一定の担税力を有していると考えられる。
- ③ 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等への負担を軽減する観点から、簡素な制度とすることが望ましい。

## 4 課税免除

### <他自治体事例の課税免除>

自治体名	課税免除
東京都	なし
大阪府	なし
京都市	あり（修学旅行等の学校行事(大学を除く)に係る宿泊）
金沢市	なし

### 課税免除（案）

課税免除は設けない。

### <考え方>

- ① 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は同等であることから、公平性を確保するため、全ての宿泊者に課税することが適当である。
- ② 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等への負担を軽減する観点から、簡素な制度とすることが望ましい。

## 5 税率

### <他自治体事例の税率>

自治体名	税率	税収見込
東京都	10,000円以上15,000円未満 : 100円 15,000円以上 : 200円	28億円(令和元年度予算)
大阪府	7,000円以上15,000円未満 : 100円 15,000円以上20,000円未満 : 200円 20,000円以上 : 300円	19億円(令和元年度予算)
京都市	20,000円未満 : 200円 20,000円以上50,000円未満 : 500円 50,000円以上 : 1,000円	42億円(令和元年度予算)
金沢市	20,000円未満 : 200円 20,000円以上 : 500円	7億円(令和元年度予算)

### 税率区分(案)

- A案** 税率区分は設けず、定額の税率を設定する。
- B案** 税率区分を設けて、宿泊料金に応じた税率を設定する。

### <考え方>

- A案** 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は、宿泊料金に関わらず同等であることから、定額の税率で課税し、公平性を確保することが適当である。
- B案** 宿泊者により担税力が異なることから、宿泊料金に応じた税率で課税することが適当である。



## 税 率 (案)

- A案** 1人1泊あたり 100円とする。(東京都, 大阪府)
- B案** 1人1泊あたり 200円とする。(東京都, 大阪府, 京都市, 金沢市)
- C案** 1人1泊あたり 300円とする。
- D案** 1人1泊あたり 400円とする。
- E案** 1人1泊あたり 500円とする。(京都市, 金沢市)

### <考え方>

- 税率区分を設けないと仮定した場合, 他自治体事例の税率の範囲内で, 過重な負担になりすぎない範囲と思われる税率100円から500円の範囲内で設定する。

### <参考>

#### ■ 税収等の試算

	A案	B案	C案	D案	E案
年間宿泊者見込数	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊	1千万人泊
税率	100円	200円	300円	400円	500円
税収見込(年間)	10億円	20億円	30億円	40億円	50億円
徴税费(年間) (※1)	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円	約7,600万円
特別徴収義務者 交付率(※2)	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
特別徴収義務者 交付金(年間)	約2,500万円	約5,000万円	約7,500万円	約1億円	約1.3億円
事業活用可能金額 (年間)(※3)	約8億円	約17億円	約26億円	約34億円	約43億円

※1 システム運営費や人件費等, 徴税にかかる費用

※2 特別徴収制度の円滑な運営を図るため, 特別徴収義務者に対し, 一定割合により交付する。

※3 税収見込みから申告・納入の遅延分や徴税费等の必要経費を差し引いて事業活用可能金額を算出している。

## 6 徴収方法

### ＜他自治体事例の徴収方法＞

自治体名	徴収方法
東京都	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する
大阪府	同 上
京都市	同 上
金沢市	同 上

※ 特別徴収とは、税金を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるのではなく、事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり、その徴収すべき税金等を納入することをいう。

### 徴収方法（案）

**徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とする。**

### ＜考え方＞

- ① 他自治体事例において、徴収方法は全て特別徴収であり、宿泊事業者等を特別徴収義務者に指定している。
- ② 個々の宿泊者から県税事務所が直接徴収することは極めて困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。

## 7 申告・納税方法

### <他自治体事例の申告・納税方法>

自治体名	申告・納税方法
東京都	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3ヶ月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
大阪府	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3ヶ月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
京都市	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>240万円以下</u> 等の場合、3ヶ月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。
金沢市	原則として、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入する。また、特例として過去12か月の納入金の合計額が <u>120万円以下</u> 等の場合、3ヶ月分をとりまとめて、年4回の申告納入とする。

### 申告・納税方法（案）

**特別徴収義務者は、前々月の初日から当月末日までの間（3か月間）に徴収した税について、翌月の末日までに管轄の県税事務所へ申告・納入しなければならない。**

### <考え方>

- 特別徴収義務者の負担の軽減を考慮し、3か月に1回、3か月分をまとめて（年4回）、管轄の県税事務所へ申告し、納入するものとする。

## 8 制度の在り方の検討

### <他自治体事例の税制度の在り方についての検討規定>

自治体名	規 程
東京都	知事は、この条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第5項）
大阪府	知事は、この条例の施行後5年ごとに、第一条に規定する施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第7項）
京都市	市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。（附則第6項）
金沢市	市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第7項）

### 制度の在り方の検討（案）

課税期間は5年間とし、5年ごとに慎重に検討する。

### <考え方>

- ① 他自治体事例の宿泊税条例においては、いずれも5年ごとに税制度の在り方の検討を実施する規定を置いている。
- ② 本県の他の法定外税や、「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」などの超過課税については課税期間を5年間としていることから、本税にあっても課税期間を5年間とする時限条例とし、5年ごとに制度の在り方検討を実施するのが望ましい。